



〈学習指導要領の改訂〉

新しい学習指導要領で 学校が変わります

平成14年度から、いよいよ完全学校週5日制がスタートします。ゆとりあるカリキュラムの中で、一人一人の子どもたちに「自ら学び自ら考える力」を育成することをねらいとして、学習指導要領が改訂されました。

学習指導要領

全国どこにいても一定の教育水準の教育が受けられるようにするため、学校がカリキュラムを編成する基準として定められているもの。



●教育内容の厳選

共通に学ぶ内容を、基礎的・基本的な内容に厳選。このため、教育内容は現行に比べて3割程度削減されます。じっくり学習し、基礎・基本を確実に身につけることができるようになります。
 <例> 算数・数学
 小学校・文字式→中学校へ移行
 中学校・二次方程式の解の公式→高等学校へ移行など

●授業時数の縮減

完全学校週5日制の下で教育を行うため、授業時数を適当たり2単位時間縮減。ゆとりをもって学習できるようになります。

●「総合的な学習の時間」の新設

総合的な学習の時間は、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えた学習などができる時間です。この時間は、小学校3年生以上に設けられます。従来の教科のように教科書もありません。国際理解・情報・環境・福祉・健康など、さまざまな学習が行われます。

●選択学習の幅の拡大

生徒の能力・適性・興味・関心などの多様化に対応するため、生徒が自分で選択して学習できる幅を拡大します。高校では、必修科目を、複数の科目の中から選べます。

分かりやすい授業、楽しい学校の実現

理解の状況や習熟の程度、興味・関心などに応じた個別指導、グループ別の学習、複数の教師で授業を行うチーム・ティーチングの実施によって分かりやすい授業を展開し、一人一人を大切にしたいきめ細かな指導を行います。

●新しい学習指導要領の実施スケジュール

- 幼稚園：平成12年度から全面实施
- 小・中学校：平成14年度から全面实施
- 高等学校：平成15年度から学年進行で実施
- 盲学校・聾学校・養護学校：それぞれ学校段階に応じて実施
- *総合的な学習の時間は、平成12年度から実施可能となります。

♣クローバー教室

日	曜日	機能訓練内容	会場
3	火	組ひも・ちぎり絵	保健福祉センター 時間 午後1時30分 ※バスを運行します。
24	火	組ひも・ちぎり絵	

犬の引き取り日 今月はありませぬ。
 取り締まり日 6日(金)・20日(金)

◎事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
3	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	保健福祉センター
4	水	機能訓練 午前9時30分から	脳卒中およびその他後遺症者	
9	月	献血(全血献血) 午後1時30分～3時30分	受付 午前10時～午後0時30分	
25	水	機能訓練 午前9時30分から	脳卒中およびその他後遺症者	
31	火	乳児健診 午後1時30分から	H10年4月1日～5月31日生まれ H10年10月1日～11月30日生まれ	

保健福祉だより

8月

年金コーナー

現況届は誕生日に
提出しましょう

年金を受給している皆さん、現況届の提出忘れはありませんか。現況届は、年金を引き続き受けていくための大切な届です。

現況届は、誕生月の初めに社会保険業務センターから送付されますので、必要事項を記入し、誕生月の末日までに忘れずに提出してください。

国民年金の保険料は 便利な口座振替で

国民年金保険料の納付は確実で便利な口座振替をお勧めします。

毎月の納める手間ははぶくだけでなく、納め忘れの心配もなくなります。

手続きは
 ・預金通帳
 ・通帳届出印
 をお持ちのうえ、役場か村指
 定金融機関の窓口へ申し込ん
 てください。

福祉施設を 利用しましょう

国民年金福祉施設は、どんなでもご利用いただける保養施設です。

会議・研修会等のご会合に、各種旅行にぜひご利用ください。

福祉施設で心と体のリフレッシュを、
 申し込みは直接各施設へ。

国民年金保養センター こしじ

緑の草、清らかな水、
 豊かな自然、山と川と
 湖の湯之谷温泉郷
 奥只見、清津峡、
 尾瀬沼などの観光拠点

〒946-0081 新潟県北条郡湯之谷村 大字徳沢
 ☎025-220-1111

国民年金健康センター 上越

自然の恵み豊かな上越
 は四季折々のちがった
 顔が楽しめるまちです

高田城跡、吾山、
 妙高・赤倉が程近い
 〒943-0175 新潟県上越市大字大日
 ☎025-220-6011

失業給付等を受けるときは 老齢厚生年金は調整されます

65歳前の老齢厚生年金は、雇用保険法による失業給付を受ける間は、失業給付が優先され老齢厚生年金が支給停止されます。(平成10年4月以降に年金受給権が発生した方に限りません。)

65歳前の老齢厚生年金を受給している方が失業給付を受ける場合、求職の申込みを行った月の翌月から失業給付の受給期間(所定給付日数)が満了するまでの間、老齢厚生年金が支給停止される仕組みになっています。

また、60歳到達時に比べ賃金下がった場合に支給される、高齢雇用継続給付を受ける場合も、老齢厚生年金の一部が支給停止されることとなります。

詳しくは、社会保険事務所にお尋ねください。

